

平成 2 9 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会環境部会

目 次

重点要望事項

- 1 地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実 …………… 1
- 2 横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進 …………… 3
- 3 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への
財政支援等の充実 …………… 8
- 4 拡大生産者責任の強化について ……………10
- 5 緑の保全に対する施策の充実 ……………12
- 6 流域下水道事業の促進と財政援助 ……………14
- 7 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への
財政支援等の充実 ……………16
- 8 多摩地域における医療体制等の充実 ……………18
- 9 多摩地域における災害時の広域処理体制の構築について ……………20

一般要望事項

1	放射線及び放射性物質への対応	21
2	アスベスト対策の強化	22
3	ダイオキシン類対策の積極的推進	24
4	都立公園及び緑地(緑道)等の拡充整備及び維持管理の充実	25
5	清流復活事業の推進	26
6	玉川上水等環境整備の推進	27
7	公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	29
8	ペット火葬場及びペット霊園の規制並びに今後のあり方について	30
9	生物多様性の保全推進に向けた取り組みの支援	32
10	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実	34
11	農業者以外の農薬使用者に対する助言・指導體制の強化	36

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実		1	
	2	横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	建設	3	○
	3	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実	建設	8	○
	4	拡大生産者責任の強化について		10	
	5	緑の保全に対する施策の充実	建設	12	○
	6	流域下水道事業の促進と財政援助	建設	14	○
	7	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の充実		16	
	8	多摩地域における医療体制等の充実	厚生	18	○
	9	多摩地域における災害時の広域処理体制の構築について		20	
下水道局	6	流域下水道事業の促進と財政援助	建設	14	○
流域下水道 本 部	6	流域下水道事業の促進と財政援助	建設	14	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	放射線及び放射性物質への対応	厚生 建設	21	○
	2	アスベスト対策の強化	厚生 建設	22	○
	3	ダイオキシン類対策の積極的推進		24	
	4	都立公園および緑地（緑道）等の拡充整備及び維持管理の充実	建設	25	○
	5	清流復活事業の推進	建設	26	○
	6	玉川上水等環境整備の推進	建設	27	○
	8	ペット火葬場及びペット霊園の規制並びに今後のあり方について		30	
	9	生物多様性の保全推進に向けた取り組みの支援		32	
	10	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実		34	
	11	農業者以外の農薬使用者に対する助言・指導体制の強化		36	
	水道局	6	玉川上水等環境整備の推進	建設	27
7		公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	29	○
下水道局	6	玉川上水等環境整備の推進	建設	27	○
	7	公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	29	○

重 点 要 望

要望事項	1 地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実	要望先 環 境 局
------	-----------------------	-----------

(要 旨)

環境保全を目的とした地下水、土壌、大気等の汚染対策として、各種調査体制の一層の充実のほか、原因究明と解決策、技術支援と情報の共有化、そして財政支援を講じられたい。

(説 明)

環境保全の取組としては、現状把握に努めたいうえで、その変化を読み取り、迅速に対応することが重要である。加えて、市民の健康を確保する意味においても、一般環境大気、道路交通騒音・振動及び水質等の継続的な監視・調査が必要である。

これらのことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 調査、対策支援の充実

(1) 市が行っている地下水、土壌、一般環境大気、道路交通騒音・振動、水質等の調査及び汚染対策については、市の負担のみでは必要十分な調査・対策を実施することが困難となっている。加えて、自動車騒音測定（常時監視）等の権限移譲に伴う事務経費も市の負担となっているため、十分な財政支援を講じられたい。

(2) 都では、市の職員を対象に環境に関する研修や実務説明会を実施している。各市職員体制が異なる中で、多種多様な公害に関する相談が市に寄せられることから、より一層の専門的な技術支援の充実及び中堅職員を対象とした困難事例研修など個別具体的な案件への相談に応じるなどの対応をとられたい。

2 地下水の広域的汚染対策の充実

地下水の汚染を広範囲に拡散させないためには、早期の発見と対策が不可欠であるが、これまでの国や都などによる調査において、テトラクロロエチレン等の有害物質の環境基準超過地点が多く見られるなど、汚染が継続している状況が明らかとなっている。また、都では「新たな汚染が見つかった場合には、汚染井戸周辺地区調査を実施する」としているが、調査のみでは根本的な解決に至らない。

については、地下水実態調査地点数の拡大とともに、地下水脈流調査を含め、蓄積された調査データを活用した総合的かつ広域的視点から汚染実態

の究明及びその解決に努め、一層の対策を講じられたい。

3 大気汚染対策の強化

(1) 健康への悪影響が懸念されている PM2.5 について、地域大気浄化システムの技術開発等、局地的な対策を講ずるとともに、大気中の濃度や成分の測定、発生源や生成の仕組みなどの調査研究、シミュレーション等を継続し、都内の実態解明を進め、汚染対策を講じられたい。

(2) 窒素酸化物や VOC は、光化学オキシダント発生の一因と言われている。

大気汚染に関する監視・測定において、窒素酸化物の濃度は、一般環境大気測定結果で、環境基準を達成し減少傾向にあり、VOC の対策については、東京都の主導により排出抑制のための取組が行われている。

しかし、光化学オキシダントの濃度は、多摩地域の一般環境大気測定で、17箇所すべての測定局で環境基準を達成していない状況にある。

このような状況から、光化学オキシダントの発生メカニズムの解明とその対策を講じられたい。

また、VOC 排出抑制のため、排出規制の対象とならない事業者が自主的に取り組んでいくように、より一層の施策の推進を講じられたい。

(3) 低公害車等の普及を促進させるために、公共施設等に設置する電気自動車急速充電設備に対する補助金を復活されたい。

要望事項	2 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	要望先 都市整備局 環境局
------	---------------------------	---------------------

(要 旨)

横田基地等の周辺自治体のまちづくり等に係る援助、多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進、航空機騒音調査・騒音対策の充実並びに生活環境整備等の施策を講じられたい。

(説 明)

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等に係る援助施策

横田基地は、市街化された住宅密集地にあり、また周辺自治体の行政区域を分断する形で広大な面積を占めており、これまで周辺自治体が、航空機騒音等により、まちづくりや生活環境面で受けてきた影響は計り知れないものがある。

また、在日米軍再編や航空自衛隊航空総隊司令部移転に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。

については、都において、基地対策の一環として周辺自治体のまちづくりの支援に一層努めるとともに、周辺自治体と連携し、情報の入手と提供に努められたい。

2 航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転

米軍再編に伴い、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地への移転が平成 24 年 3 月 26 日に完了し、運用が開始され 4 年が経過している。航空機の飛来については周辺の平穏な生活に配慮し、必要最小限の飛行に止めるよう引き続き働きかけられたい。また、航空自衛隊航空総隊司令部の運用に際しては、周辺住民の不安及び基地周辺環境への影響を最小限に止めるため、適時、適切な情報提供に努めるとともに、基地機能を強化しないよう働きかけられたい。

3 垂直離着陸輸送機オスプレイの横田基地配備への対応

27 年 5 月、米国政府より日本国政府に対し、33 年までに計 10 機の C V-22 オスプレイが横田基地に配備されるとの接受国通報がなされたところであるが、この配備に関し、市民の中に騒音や安全に対する懸念の声がある。

このような状況にあることから、基地周辺自治体と連携し、引き続き

国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

4 航空機等の臨時的な飛来への対応

26年7月10日の横田基地へのMV-22 オスプレイの飛来以降、詳細な情報提供がないままに、度々、MV-22 オスプレイが飛来している。また、28年1月20日から25日にかけて、ステルス戦闘機F-22等が20機横田基地に飛来した。米軍等から基地周辺自治体への事前予告はなく、飛来当日に情報提供があったのみであり、飛来目的等も明確にされていない。

このような状況であることから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

5 住民の安全確保のための対策

- (1) 横田基地所属の航空機については、過去にC-130輸送機による部品紛失事故が度々発生し、さらに28年3月には、UH-1ヘリコプターが予防着陸を行う事態も生じている。航空機事故は人命に関わる重大な事故につながりかねず、多くの住民に不安を与えるものである。ついては、事故の経緯を明らかにし、原因究明を行い、再発防止を図るよう働きかけられたい。また、航空機の点検整備を強化し、安全確保の徹底を図るとともに、安全性が確認できるまではこれらの運用を停止するよう働きかけられたい。
- (2) 厚木基地は都外に所在していることから、特に部品落下等の事故や航空機等の配備については、市に情報が到達するまでに時間がかかっているため、都においては、積極的な情報収集、情報提供に努められたい。
- (3) 市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事につながりかねないため、航空機やヘリコプターの低空での訓練飛行、夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。また、横田基地において、土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行は行わないよう要望されたい。
- (4) 横田基地についての運用状況に関するホームページを開設し、離着陸訓練等に関する適切な情報提供を行うよう要望されたい。

6 多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進

多摩サービス補助施設は、米軍のゴルフ場やキャンプ等野外レクリエーション施設として利用されている。永年にわたり地元としては、全面返還を求めてきたところであるが、未だ実現には至らず、施設の一部利用が認められているものの、ごく限られたものとなっている。ついては、課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。

- (1) 同施設返還に向けた取り組みを強化されたい。
- (2) 返還までの当面の対応として、利用の要件緩和と米軍との更なる共同利用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強く要請されたい。
- (3) 返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備等、地元市の要望を踏まえて、十分に協議されたい。

7 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

- (1) 都内及び周辺基地に配備されている自衛隊機及び米軍機について、航空法で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、厳守すること及び飛行高度等の飛行方法について見直しを要望されたい。また、高度測定等実態調査の実施を検討されたい。

- (2) 基地の航空機騒音について、騒音の全容把握と課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。

- ① 航空機離発着コース直下の自治体において、都は固定調査・分布調査により騒音の実態調査を行っているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、飛行コース以外の飛行差し控え、飛行コース以外を通過した場合の情報提供を要望されたい。また、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握に、より一層努めるとともに航空機騒音に係る環境基準を遵守するために、航空機騒音軽減措置を施すことを要望されたい。

- ② 25年4月から、航空機騒音に係る環境基準が、WECPNLからLdenに変更されたことにより、騒音測定に関する機器の購入及びリース料金、委託経費等、関係市には新たな費用負担が生じている。更に、Ldenによる評価は「地上騒音」もその対象となることから、離着陸に伴うエンジン音とエンジンテストの音の判別などが必要となり、職員の業務量も増加している。今後もこのような負担が引き続き見込まれることから、財政支援を国に要請されたい。都においても、市町村が実施する騒音測定にかかる各種助成制度を創設するとともに

に、航空機騒音に関する苦情処理に対して助成措置等を講ずることを要望されたい。

また、騒音レベルはこれまでと変わらないものの、評価値に影響が出ている場所がある。特に飛行コース直下においては、WECPNL の評価値と Lden の評価値で大きな差が確認されているため、その評価の違いを検証するよう、国に要請されたい。

- ③ 厚木及び入間飛行場周辺地域では、航空機による騒音が常態化している。については、通常コース以外の旋回飛行等を含めた飛行実態を十分に把握し、騒音の全容を把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。
- ④ 航空機騒音の評価・測定は都や関係市町村が実施しているが、その測定方法、情報公開の方法などにばらつきがみられることから、都が中心になり、研修会などを開催するとともに、評価・測定に係る助言を行うよう努められたい。
- ⑤ 26年11月に、立川飛行場周辺が環境基準を適用する地域として設定され、都による固定調査・分布調査が開始されたが、騒音測定結果等、環境基準の達成状況について情報提供等を適宜実施されたい。
- ⑥ 市街地の中心に存在する立川飛行場及び朝霞駐屯地について、ヘリコプターの基地間移動時の飛行経路に偏りがあるため、飛行回数が集中する場合の騒音・振動の軽減を図るよう国に要請されたい。
- ⑦ 26年までに完了するとされていた厚木基地から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が、29年頃に延期の見込みとなったが、多摩地域の航空機騒音の一因となっていることから、早期かつ着実に移駐等を実施することを国に要請されたい。
- ⑧ 29年後半より配備予定の CV-22オスプレイは、飛行時に低周波音を発生するとの報道がなされている。よって、通常の航空機騒音測定のみならず、低周波音の測定も併せて行えるよう体制を構築されたい。

8 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対して、国防政策上の対策であるという観点に立ち、以下の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。

- (1) 特に、ヘリコプターを含む航空機の排ガスによる環境汚染調査を実

施されたい。また、航空機騒音等による基地周辺住民の健康調査を実施し、実態の把握をされたい。

更に、米兵及び軍属による事件の再発防止と綱紀粛正の強化について、都は各基地司令官に対し引き続き要請されたい。

- (2) 飛行コース以外にも旋回、飛行していることから、住宅防音工事区域を拡大するとともに、区域指定告示後の新築家屋及び改造家屋についても住宅防音工事の対象となるよう要望されたい。

要望事項	3 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化 推進事業への財政支援等の充実	要望先 環境局 産業労働局
------	---------------------------------------	---------------------

(要 旨)

廃棄物処理施設等の整備に係る財政支援を講じるとともに、多摩地域における安定的なごみ処理を行えるような広域支援等を考慮した交付金制度の充実及び拡大について、都は国に対して要請されたい。

また、剪定枝・間伐材等のバイオマスを利用した再資源化事業の推進のため、設備導入の補助や広域使用の促進体制づくり及び環境施策啓発事業への技術支援及び財政支援を講じられたい。

(説 明)

廃棄物処理施設等を新設、更新する際は、管理棟、搬入道路及び余熱利用施設等周辺環境整備等の建設事業費が必要であるが、国の交付金対象にはなっていない。また、施設更新時及び大規模災害発生時にも安定的なごみ処理を行っていくうえでは、広域支援に伴う処理が不可欠であるが、その際の各市町村の財政負担は大きなものとなる。

資源循環型社会構築に向けては、環境保全対策や再資源化事業を継続実施し、市民の方々の理解を一層深めていくことが重要であり、廃棄物処理施設等は、広く環境学習の場を市民の方々に提供し、環境保全啓発活動に大きく寄与している。しかしバイオマスを利用した再資源化事業については、堆肥化や活性炭化等、新たな技術が登場しているものの、コストや販路の確保等に課題があり、事業化が進んでいないのが実情である。

このことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 廃棄物処理施設等の整備に係る財政措置の充実について

(1) 交付率の引き上げ

循環型社会形成推進交付金において、施設の新設、増設に要する費用の交付率が1/3の事業について、1/2への引上げを国へ要請されたい。

(2) 交付対象の拡大

① 施設周辺環境整備事業費、安定稼働に必要な主要設備の補修・更新費、延命化につながる機能回復事業費、広域化等により廃止される焼却施設の解体費（解体跡地の条件緩和）、並びに新設、増設に伴う管理棟やマテリアルリサイクル推進施設などの一般廃棄物処理施設全般の解体費も交付対象とするよう国へ要請されたい。

- ② 施設更新時や大規模災害発生時の広域支援処理に必要な能力を備えた施設整備が図られるよう、交付金制度の充実及び拡大について、引き続き国へ要請されたい。
 - ③ 循環型社会形成において重要な再資源化施設(容器包装リサイクルの中間処理施設を含む)、粗大ごみ処理施設等についても基幹的設備改良事業の対象とするよう国へ要請されたい。
- 2 広域支援及び災害支援等に必要な体制整備に係る財政支援について
広域支援及び災害支援等に係る処理委託費の軽減等や更新を契機とした多摩地域におけるごみ処理体制の広域化・再編成に係る経費への財政支援を講じられたい。
- 3 再資源化事業及び普及啓発活動に係る財政支援等について
バイオマス等を利用した再資源化事業の推進のため、再資源化事業により得られた再生資源の広域的な利用拡大に向けた促進体制の確立及び普及啓発活動の充実に係る経費への財政支援を講じられたい。

(要 旨)

生産者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという、拡大生産者責任の考え方にに基づき、EPR（生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大、市町村に対する財政支援等の措置を講じられたい。

(説 明)

1 EPR（生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大

容器包装プラスチックや小型家電など各種リサイクル法では、リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理及び容器回収に係る消費者・住民に対する周知啓発等についての費用が市町村負担となっているため、各市町村の財政状況を圧迫している。

また、蛍光管や乾電池のように有害物質を含むものが不法投棄された場合、製造販売業者等には何の義務も課されず、社会に市民生活を脅かすような商品が拡散し、その処理責任は市町村に課せられている。

さらに、パソコン回収においては、資源有効利用促進法に基づく一部有償のパソコン回収に加え、平成25年4月から施行された小型家電リサイクル法での無償パソコン回収も行われ、製造事業者の回収再資源化料金等をめぐって消費者に誤解や不満を生じさせている。

これらの問題については、循環型社会形成推進基本法において、本来、事業者はその責務が課せられているが、拡大生産者責任にかかる具体的な仕組みを構築・改善する法整備等が進んでいない状況にある。

そこで、商品及び容器包装等について、製造販売事業者に対して市町村の分別処理等に依存することなく、廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用とを義務付け、具体的手法等を明記する、いわゆるEPR（生産者責任）法の整備を国に要請されたい。

2 在宅医療廃棄物の適正処理の推進

感染症の危険がある使用済み注射針等の在宅医療廃棄物については、多摩地域全域で薬局回収を行っているが十分ではなく、普通ごみ・資源物への混入はあとをたたない状況にあり、再資源化に支障をきたしている。

在宅医療廃棄物の適正処理については、「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」において都による財政支援が行われているが、他団体等との連携が要件となっており、補助対象とならないケースがある。については、本事業の補助要件等を緩和し、更なる促進を図られたい。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪れる外国人旅行者等の増加に伴い注射器等の在宅医療廃棄物の排出が課題となるケースも想定され、一定のルールづくりが必要となる。

これらのことから、生産者である製薬メーカーが薬剤師会等と連携し、排出者宅へ広報・周知し、回収する仕組みづくり及び外国人旅行者等からの排出に対応するための体制づくりについて、国や製薬メーカーに積極的に働きかけられたい。また、都薬剤師会にも新たなルールづくりに積極的に関与するよう働きかけられたい。

3 使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等

小型家電リサイクル法の施行から3年が経過し、回収や収集・リサイクルに取り組む市町村が増加する一方、本制度に対する課題も明らかになってきた。

特に、各市町村が負担する回収・収集経費及び回収・収集後の使用済小型家電等の保管場所確保が課題となっている。

現在、都が行っている「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」では、小型電子機器等のリサイクルに係る体制整備のために必要な経費のみを補助対象としており、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストについては補助対象外となっている。

については、多摩地域の複数市町村にまたがる広域的なリサイクルシステムの構築、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストへの補助拡大等、更なる都の積極的関与と都と市町村が連携できる取組の推進を図られたい。

また、金属市況が近年悪化しており、市況回復の要素も当面見当たらない状況にある。その結果、認定事業者が有償で引き取っていた小型家電製品について、逆有償になりかねない状況にある。

については、安定した制度の維持を図るため、逆有償となった場合の財政支援等、特段の措置を講じられたい。

要望事項	5 緑の保全に対する施策の充実	都市整備局 要望先 環境局 建設局
------	-----------------	-------------------------

(要 旨)

平成 22 年 5 月に示された「緑確保の総合的な方針」の中にあるとおり、都市の緑として重要な機能を担っている民有地の緑の保全には困難が伴う。

多摩地域に残されている貴重な緑（緑地・森林）を保全するため、次の事項について、引き続き積極的な措置を講じられたい。

(説 明)

1 自然保護条例による保全地域

- (1) 多摩地域には、市街地に近接した多様な生物が生息する貴重な自然環境である谷戸、湧水、雑木林及び多摩川沿いなどの河川段丘崖に見られる樹林が一体化しているエリアがある。これらのエリアは、里山として人々の生活に密着した歴史的・文化的に貴重な存在であるとともに、都市のエコロジカルネットワークの向上など、多様な機能を有しているが、近年では減少傾向にあることから、積極的に保全地域として指定されたい。
- (2) 緑地の保全は、地球温暖化対策としての二酸化炭素吸収源、防災機能及び広域的な都民の憩いの場として重要であることから、市町村の条例等により保存樹林などに指定し保全に努めているところであるが、近年では減少傾向にあることから、より一層施策を推進するため、財政措置の充実強化を図られたい。

2 特別緑地保全地区

- (1) 都が、26 年 12 月に策定した「東京都長期ビジョン」に掲げた特別緑地保全地区の指定拡大推進のため、特別緑地保全地区指定促進補助金について、一市町村一地区という制限を撤廃し、継続的な制度として今後も財源措置を講じられたい。
- (2) 特別緑地保全地区は、農地や屋敷林、丘陵部の樹林地などを民有地のまま保全するという公民協働による施策として、積極的に活用すべき制度である。指定された土地所有者からの買い取り申し出があった

場合は、自治体が買い取り、公有地化する必要があるが、その時期は所有者の事情に左右されることから、機動的な買い取りが可能となるような支援制度の創設を検討されたい。

- (3) 特別緑地保全地区の指定の促進のため、更なる税制優遇措置や買収に係る財政支援の拡充を、国に対し引き続き要望されたい。

3 都市計画公園・緑地等

都市計画公園で街区公園、特殊公園の整備事業については、自治体の財政負担が伴うことから、今後とも積極的な用地買収等の整備促進を図るため、都補助の更なる予算拡充を図るとともに、公有地化後に必要となる維持管理費用等について、公園管理のシステム作りや補助制度の創設など、新たな支援策を検討されたい。

4 景観法に基づく良好な景観の維持

景観法に規定する景観計画に基づき、都と市町村が協力して行うべき都の管理する公共施設（道路、河川、公園等）とその周辺の景観形成事業については、都の支援策を講じられたい。

要望事項	6 流域下水道事業の促進と財政援助	都市整備局 要望先 下水道局 流域下水道本部
------	-------------------	------------------------------

(要 旨)

下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な行政課題である。については、流域下水道事業の促進等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

(説 明)

- 1 流域下水道事業建設負担金の財源として流域下水道事業債を起債しているが、現在では昨今の金利情勢に比べ著しく高金利の残債があり、下水道財政を圧迫している。公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成 19 年度から 24 年度まで実施されたところであるが、制度の再開及び要件の見直しを国に強く要望されたい。
- 2 流域下水道事業は、事業の進捗に伴って建設に要する経費の一部を関係市町でも負担しているが、各市町財政にとって大きな負担となっている。流域下水道事業は処理区域が複数市町にわたり、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものであり、広域的見地から施策を推進する必要があることから、これまでの負担ルールを見直し、流域下水道事業にかかる市町の財政負担の縮減を図られたい。
- 3 閉鎖性水域の水質保全のための下水の高度処理及び流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市町の負担軽減を図られたい。
関係市町において下水道使用料収入の減少傾向が見込まれる中で、維持管理負担金については下水道行政に大きく影響していることから、現状の負担金単価を維持するように効率的な維持管理を図られたい。
また、特に汚水排除の出所特定ができない不明水の処理にあたっては、広域的見地から、都においても積極的な対策を図られるとともに、流域下水道管きょにおける不明水侵入も考えられることから、その処理経費については都においても負担されたい。
- 4 局地的集中豪雨等による浸水被害は今後も増加が予想されることから、浸水被害を未然に防ぎ、住民の安全で安心な生活を確保するために、雨水管の整備が望まれている。その処理区域が複数市町にわたるものに

あつては、広域事業であること、また、効率的な運営を行う必要があることから、流域下水道事業に位置付けし、早期整備に努められたい。

- 5 単独処理区の流域下水道への編入は、東京湾の水質改善と多摩地域の高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることを目的としており、広域の見地から施策を推進することが重要である。

この編入には諸課題の解決や多大な経費が必要となることから、技術支援及び財政支援が図られるよう、強く要望する。

要望事項	7 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の充実	要望先 環 境 局
------	--	-----------

(要 旨)

国が掲げる温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比 26%削減する目標の達成に向け、地球温暖化対策を更に推進するためには、地域の特性に応じた対策に自治体が率先して取り組むとともに、各家庭での取組が必要である。このことから、市区町村が推進する省エネルギー・新エネルギー対策に対して、一層の財政支援等の充実を図られたい。

(説 明)

1 「東京都長期ビジョン」に掲げる「スマートエネルギー都市の創造」を実現するには、都の施策に加え、各市区町村が展開する地域特性に応じた省エネルギー・新エネルギー対策を更に充実・促進させていくことが必要である。

そこで、家庭における省エネルギー設備等の補助等、市区町村が独自の地球温暖化対策を進めるため、「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」について、各市の実情に合った取組に対して、市町村からの相談により条件の緩和等柔軟な支援ができるような制度への見直しを検討されたい。

また、基礎自治体レベルでの地球温暖化対策充実のため、省エネルギー設備導入、再生可能エネルギー導入等への直接補助又は間接補助の充実を図るよう国に財政支援の復活を働きかけられたい。

さらに、都では東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの水素エネルギーの活用と 2020 年以降の普及拡大を図るため、水素ステーションの整備をはじめとした政策目標と具体的な取組を掲げているが、多摩地域においてはとりわけ水素ステーションの設置が進んでいないため、積極的に取り組まれたい。

2 市町村が推奨する次の事業等に対して、積極的かつ継続的な財政及び技術支援、情報提供を行われたい。

(1) LED 等による照明機器の高効率化、空調機のインバータ化等による建築物の省エネルギー性能を高める事業

- (2) 太陽光発電・太陽熱利用、風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギーの活用のための普及事業及び燃料電池等の設備導入
- (3) 低炭素社会の実現に向けて期待される次世代エネルギーである水素の普及を図るため、多摩地域における水素ステーションと燃料電池自動車の普及拡大のための導入支援事業の継続維持と支援額の充実、さらに水素ステーション開設後の維持管理費用を支援するための事業
- (4) ヒートアイランド現象防止や夏期の省エネに効果が高いとされている屋上・壁面緑化等の緑化事業
- (5) 東京都地球温暖化防止活動推進センターの実施する「家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業」の復活
- (6) 都は、「熱は熱で 太陽熱で」キャンペーンを実施し、太陽熱の普及促進に努めている。一方、事業者を対象とした「集合住宅用太陽熱導入促進事業」は、平成 27 年度で終了した。

都が進める太陽熱利用を市町村において積極的に推進するため、戸建住宅向けの太陽熱に対する補助事業の創設と太陽熱に関する情報提供を行われたい。

要望事項	8 多摩地域における医療体制等の充実	要望先 福祉保健局 環境局
------	--------------------	---------------------

(要 旨)

多摩地域における医療体制等の充実を図るために人的・財政的支援等特段の措置を講じられたい。

(説 明)

1 多摩地域における小児・周産期医療体制の機能を強化するために最大限の人的・財政的支援を講じられたい。

(1) 周産期母子医療センター及び周産期連携病院の整備並びに機能強化を図ること。

(2) 都立小児総合医療センターと地域の中核病院との連携で必要となる小児用ドクターカーの運行について、継続的支援を行うこと。

(3) N I C U（新生児集中治療室）整備促進を図るため、N I C U設置の見込みのある病院に対し働きかけを行うとともに、人的・財政的支援を行うこと。

2 災害時にはクリニックなどの医療施設においても、透析や産科医療等の医療活動に対応する必要がある。非常時に対応した施設・設備の機能強化が求められている。ついては、自家発電設備及び古い医療機器のバッテリー内蔵機種への更新並びにナースコールなどの非常配電システムへの変更等、施設・設備の機能強化に幅広く適用できる継続的な補助制度を創設されたい。

3 病床機能分化・転換にかかる支援

病床機能報告に基づく、構想区域毎の病床機能分化を進めるにあたっては、医療機関相互の合意を得ることなく病床数の削減や病床転換指導等を行わないこと。

また、病床の転換に際し、地域包括ケア病床導入にあたっては、理学療法士等の新たな人的医療資源の確保が必要となっている。ついては、助成制度の創設等、人材確保策を図られたい。

4 在宅医療等移行促進のための支援

地域医療構想において、在宅医療の推進が掲げられているところであるが、現状は、患者の高齢化、独居老人の増加、親族との疎遠などが進み、転院、退院が困難となっている。ついては、患者の在宅医療等への

移行促進の更なる充実を国に働きかけられたい。

- 5 温室効果ガス排出総量削減義務及び排出量取引制度において、新たな削減義務率による第2計画期間が27年度から開始した。

温室効果ガスの削減は、病院施設においても例外ではなく、新たに定められた基準排出量を達成すべく取り組んでいくものであるが、病院によっては削減義務率の緩和措置が適用されても自らでの達成が難しく、排出量取引が負担となる病院もある。

については、24時間昼夜稼働し、体力・免疫力が劣る入院患者を抱え、高度精密医療機器を多く配置し、常に一定条件の温湿度管理が重要となる病院施設の実情等を考慮し、削減義務率の更なる緩和を図られたい。

- 6 多摩地域における検案医の不足解消及び配備態勢等の充実を図るために、政令改正並びに人的・財政的支援等特段の措置を講じられたい。

- (1) 「監察医を置くべき地域を定める政令」を改正し、多摩地域もこの地域に指定するよう国に働きかけられたい。
- (2) 東京都監察医務院の監察医師数を増やし、新たに多摩地域に拠点を設置し、各市町村に派遣するよう図られたい。
- (3) 政令改正を行われるまでの間は、都において現在の検案医に対する研修を実施されたい。

要望事項	9 多摩地域における災害時の広域処理体制の構築について	要望先 環 境 局
------	-----------------------------	-----------

(要 旨)

大規模災害の発生時における災害廃棄物については、区市町村等の区域を越えた中間処理、最終処分が想定されるため、災害時に備え、多摩地域の市町村として、広域的な中間処理及び最終処分の体制を早急に構築する必要がある。

については、都内で発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の実現に必要な、多摩地域全体を包括的に捉えた広域処理体制やルール構築について、財政支援及び技術支援を講じられたい。

(説 明)

1 市町村における個別計画策定の支援

災害廃棄物の広域処理体制構築の前提となる各市町村の「災害廃棄物処理計画」の策定について、統一的な方向で策定できるよう、技術支援及び財政支援を行うこと。

2 広域処理体制の整備

多摩地域の市町村による災害廃棄物の広域処理体制の構築及び特別区を含めた都内での選別等中間処理のルール化について、技術支援及び財政支援を行うこと。

3 最終処分についてのルール化

災害廃棄物の処理で発生した焼却灰及び不燃物等の多摩地域での最終処分について、東京たま広域資源循環組合及び西秋川衛生組合の最終処分場への搬入等に係るルールの共通化について技術支援及び財政支援を行うこと。

4 特別区等・東京都との連携体制の整備について

多摩地域内や特別区等での中間処理が不可能な場合の備えとして、都内での迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実現に向けた多摩地域と特別区等との相互応援協定の締結や、多摩地域内の市町村から東京都への事務委託の方法やそのルール化に係る具体的な検討についての技術支援及び財政支援を行うこと。

一 般 要 望

要望事項	1 放射線及び放射性物質への対応	環 境 局 要望先 福祉保健局 産業労働局
------	------------------	-----------------------------

(要 旨)

放射性物質への対応として、市町村に対して大気中の放射線量の測定結果を正確かつ速やかに情報提供するとともに、適宜的確な助言を行い、必要に応じて対策等を講じられたい。

更に、農水畜産物や食品に対する放射線量の測定及びその結果の公表を引き続き徹底するとともに、放射性物質に汚染された土壌等の測定・除染に対する財政支援を行うなど、総合的な対策を講じられたい。

(説 明)

放射線及び放射性物質に対する次の事項について、早急に対策を講じられたい。

- 1 地域的バランスを考慮し、多摩北西地域においても、大気中の放射線量を正確に測定するための常時監視施設を増設すること。
- 2 土壌中の放射性物質の調査及び除染等について、技術支援、財政支援を講じること。
- 3 除染後の土砂・落ち葉等、放射性物質が含まれる物質の処理方法について、国とともに至急対策等を講じること。
- 4 腐葉土・剪定枝堆肥の生産については、現在、都内農家の一部が再開しているが、対象が限定されており、全面的な自粛解除には至っていない。農家以外の一般市民が自ら生産・施用する腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて、自粛解除の考え方や手順等を示すよう、国に要請されたい。

要望事項	2 アスベスト対策の強化	要望先 都市整備局 環境局 福祉保健局
------	--------------	------------------------------

(要 旨)

大気汚染防止法、建設リサイクル法、環境確保条例等により、建物への石綿使用状況の事前調査の義務付けなどアスベスト対策の強化が行われているが、まだ課題も多く、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するための更なる財政支援、情報提供及び技術支援を講じられたい。

また、国及び関係機関に対しても、必要な対策を講じるよう働きかけられたい。

(説 明)

1 健康被害や解体に伴う調査に係る財政支援の充実

- (1) アスベストによる健康被害について、近隣住民及び作業従事者等の被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者救済策の拡充等の措置を講じられたい。
- (2) 個人や中小企業などが行うアスベスト含有調査や、除去工事費について、建設リサイクル法に基づく届出先である都における助成制度の創設を図られたい。
- (3) 各市町村でもアスベスト大気調査が実施できるよう更なる財政支援を図られたい。

2 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用にあたっての情報提供及び共有体制の強化

- (1) 法改正等により市町村の事務内容に変更を伴う場合には、一方的な通告とならないように、十分な期間をもって協議されたい。
- (2) 法改正の施行状況に鑑み、アスベスト問題に総合的に対応できるよう、不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る法的措置を、引き続き国に要請されたい。

3 アスベストの適正除去及び処理等に係る技術支援の強化

- (1) 建築物解体時等において、飛散防止措置を取らないまま無届で行われる事例やずさんな工事事例が散見される。

建物の解体にあたっては、大気汚染防止法をはじめとする関係法令に

基づくアスベスト含有建築材の事前調査の実施や届出について、事業者への周知を徹底されたい。また、建設リサイクル法に基づきリサイクルされたコンクリート塊等の再生砕石にアスベストが混入しないよう周知徹底を図ること、事前調査の実施に関して実効性ある対策を講じられたい。

また、アスベスト含有廃棄物の処分については、全て埋め立て処分としているが、他の方法についても検討を国に働きかけられたい。

- (2) 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成 19 年 8 月環境省）」では、災害時に発生したがれき等に含まれる廃アスベストの取扱いや、半壊・倒壊の建築物等に対する解体の指導等は市町村が行うこととされている。

しかしながら、災害時の廃アスベストの発生量は予測が難しく、混乱する現場において解体等の届出の受付から審査、そして検査さらに廃アスベストの収集・運搬、処分等の処理ルートについても市ごとに体制を構築することは困難を極め、マニュアルだけでは実際の災害時の対応は難しいと予想される。

については、災害時の大気測定体制、解体現場への立入りなど監視体制の強化や、特別管理産業廃棄物の広域的な一時保管体制等について、各市町村への支援とともに、都における広域的な体制を構築されたい。

また、17 年に特定行政庁で調査した 1,000 m²以上の民間建築物を対象としたアスベストの使用状況の調査結果は、使用された建築物を事前に把握することができるだけでなく、災害時の廃アスベストの発生量を予測し、市町村の体制を検討する上で極めて重要な情報であるため、市ごとに編集し該当する市へ提供されたい。

さらに、1,000 m²未満についても調査を行い、該当する市へ情報を提供されたい。

都として国のマニュアルを精査し、必要に応じて現実の災害現場を想定したマニュアルとなるよう早急な改定を国へ要望されたい。

- (3) 大気汚染防止法の一部改正を受け、市区に立入検査権限が付与された。都においては引き続き立入検査により発覚した法違反への行政処分にあたっては、法の運用上の助言や国との連絡調整に関して、十分な支援策を講じられたい。

(要 旨)

ダイオキシン類対策の積極的な推進を図り、市町村への正確な情報の提供を行うとともに、全市町村に測定点を設置するか、または、市町村が実施する環境調査等の経費について補助制度を創設されたい。さらに、国に対し、ダイオキシン類発生抑制のために必要な措置を講じるよう要請されたい。

(説 明)

ダイオキシン類は、大気、水質、土壌、食物、母乳を通して健康に被害を与えるなど広範囲にわたる問題の原因となっている。国と都、市町村が連携した取り組みにより、排出量の削減が実現したものの、引き続き住民の不安を解消するために、以下の措置を講じられたい。

- 1 ダイオキシン類の調査については、全市町村において測定ができるよう、都による調査地点の増設、または市町村が実施する調査経費の支援を図られたい。
- 2 国に対し、次の措置を講じるよう要請されたい。
 - (1) 国の責任において、実態に即した総合的なダイオキシン類対策を実施すること。特に、非焼却由来ダイオキシン類（CO-PCB）の削減対策について、廃棄物対策との更なる連携を強化した対策を確立し展開すること。
 - (2) 小規模な施設を含む廃棄物焼却施設における発生防止技術の確立、焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、ダイオキシン類対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。
 - (3) ダイオキシン類に関する環境対策に必要な環境影響等の実態調査、ダイオキシン類の測定体制の整備等に対する財政措置を講じること。
 - (4) 環境への負荷の少ない製品開発を促進すること。

要望事項	4 都立公園及び緑地（緑道）等の拡充整備 及び維持管理の充実	要望先 都市整備局 環境局 建設局
------	-----------------------------------	-------------------------

（要 旨）

都立公園及び緑地（緑道）等の拡充整備、未開設部分の早期開設を図るとともに、公園に文化・スポーツ施設や防災機能を有する施設等を整備されたい。

また、公園や緑地の整備、管理においても、緑の量のみならず、質を高めた空間として整備されたい。

（説 明）

平成 23 年 12 月に改定された「都市計画公園・緑地の整備方針」においては、都は都市計画公園・緑地の今後の役割とあり方を明らかにしており、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示している。また、都が、26 年 12 月に策定した「東京都長期ビジョン」に基づき、10 年間で 170ha の都立公園を新たに開園することを目指して、整備が進められているところである。

これらの方針等に基づき、次の事項について引き続き推進を図られたい。

- 1 都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、狭山丘陵等の大規模近郊緑地の保全と更なる公有化を推進されたい。
- 2 都立公園内に、地域住民の要望を踏まえて、文化・スポーツ・レクリエーション施設や防災機能を有する施設等を整備されたい。

要望事項	5 清流復活事業の推進	都市整備局 要望先 環境局 建設局
------	-------------	-------------------------

(要 旨)

生物との共存ができる環境の保全及びその回復に向け、清流の復活、水源林や河川堤外地の確保及び憩いとやすらぎのある空間の整備等、水辺環境や水量の回復等の水循環再生に係る総合的施策を強力に推進されたい。

(説 明)

多摩川や浅川をはじめとする一級河川は、都市化の進展や下水道の普及に伴い、水量が減少するなど本来の水循環機能を失いつつある。このため田畑・丘陵地等の緑を保全して保水機能を高めるとともに、あわせて雨水を浸透させる施策を推進し、水循環を取り戻す必要がある。

- 1 湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、地下水の涵養・総合治水の役割を持つ雨水を地下に浸透させる施策の推進、湧水源や水源地の公有化、清流の復活や水量の確保策等といった、水循環の形成に資する多面的な施策を推進されたい。また、都が管理する一級河川（残堀川、野川、仙川、空堀川、黒目川、南浅川等）について、同様の取り組みを、強力に推進されたい。
- 2 都民の貴重な水と緑の空間である河川整備にあたっては、自然環境と景観を保全・育成する「多自然川づくり」を進め、美しい景観や魚、水辺の鳥、昆虫、小動物などが生息できるような生態系に配慮した改修整備を図られたい。
- 3 瀬切れの起こる都の管理河川について、原因調査等を行い、瀬切れを起こさない河床の改善、新たな水源の確保等の改善措置を講じられたい。

要望事項	6 玉川上水等環境整備の推進	環 境 局 要望先 建 設 局 水 道 局
------	----------------	-----------------------------

(要 旨)

玉川上水や野火止用水、千川上水、また熊川分水等の分水が有する貴重な環境を保全していくために、訪れる人々がこの土木遺構に親しむことができ、後世へと永遠に引き継いでいけるよう、沿線の環境整備を引き続き図られたい。

(説 明)

その歴史的価値の高さから、文化財保護法に基づく国の史跡に指定されている玉川上水は、都の条例に基づき歴史環境保全地域に指定されており、保存管理計画により基本的な保存管理及び史跡・名勝に関する整備活用方針が示されたのを受けて、整備活用計画では水路の保全、ヤマザクラ並木の復活など史跡を積極的に公開するための具体的な施策がまとめられている。

野火止用水も同様に歴史環境保全地域に指定されており、平成 15 年には文化庁の「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」において、埼玉県新座市を含む地域が重要地域に選択されるなど、用水路を原形のまま保全することを基本とし、隣接樹林地については明るい雑木林として保全されている。

千川上水や熊川分水等についても、宅地開発が進む流域において貴重な景観資源としての機能を果たしている。

については、下記の取組について推進されたい。

- 1 「史跡玉川上水整備活用計画」の対象区間で緑道が整備されていない箇所を整備を進めるとともに、計画の対象区間に含まれない上流部についても、緑道の整備を図られたい。
- 2 老朽化した桜の木等の樹木の植え替え・剪定を実施するとともに、バリアフリー対応や周辺の市街化に対応した公園灯の設置、また、多くの

要望が寄せられているトイレや休憩施設について更に整備を促進し、緑道の維持管理の充実・強化を図られたい。

3 散策路の整備にあたっては、周辺の道路事情等を考慮し、スムーズな散策ルートが形成されるよう検討されたい。また、上水及び用水と交差する都市計画道路等の整備においては、周辺環境との整合を十分に図られたい。

4 野火止用水においては、19年の国有財産の譲り受け以来、沿線市が管理を行っているが、法面の崩壊や樹木の高木化が進んでいる。広域的な文化的事業の観点から、適切な保全についての支援を実施されたい。

要望事項	7 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	都市整備局 要望先 水道局 下水道局
------	----------------------	--------------------------

(要 旨)

公共下水道事業に係る財政負担の軽減等を図るため、次の対策を講じられたい。

(説 明)

- 1 公共下水道建設事業の主要な財源は起債であり、その償還に伴う支払い利息の増加は、下水道財政の圧迫要因となっている。
公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成 19 年度から 24 年度まで実施されてきたところであるが、制度の再開を求めるとともに、財政力指数に関する繰上償還条件の削除など、対象要件の緩和を国に対し強く要望されたい。
- 2 公共下水道管きよ及び人孔等の長寿命化対策を充実できるよう、施設の維持管理経費に係る補助等財政支援の拡充、強化を講じられたい。
- 3 水道局に委託している下水道使用料徴収に係る経費については、市全体の経費を水道給水数及び下水道使用数での按分による負担割合とすると定められているが、本来の下水道料金の徴収に必要な経費のみの負担となるよう、算定基準の見直しを図られたい。

要望事項	8 ペット火葬場及びペット霊園の規制並びに今後のあり方について	要望先 都市整備局 環境局
------	---------------------------------	---------------------

(要 旨)

ペットブームによるペット火葬場及びペット霊園の急増に伴い、近隣住民との間でトラブルになるケースが増加している。ペット火葬場及びペット霊園の設置にあたっては、市への届出や周辺住民への説明を義務付ける条例等を制定している市がある中、都においても両者の規制並びに今後のあり方について、都市計画行政や環境行政、動物愛護行政を踏まえ、総合的に検討されたい。

(説 明)

平成 23 年度に都が実施した「東京都における犬及び猫の飼育実態調査」によると、飼育頭数は、犬で推定約 50 万頭以上、飼育猫で推定約 105 万頭程度とのことである。また、ペットを家族として扱うライフスタイルの変化に伴い、ペットの葬送に係る需要が大きく増加しているにもかかわらず、ペットを対象とした火葬場及び霊園を規制する法律が存在しない現状がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）において、動物の死体は廃棄物とされているが、旧厚生省通知（昭和 52 年 8 月 3 日付け厚生省環計第 78 号）により「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃掃法の廃棄物に該当しない。」としているため、ペット火葬場及びペット霊園の設置については廃掃法の規制外となる。また、動物の死体を火葬する焼却炉の殆どが小規模なものであるため都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）の指定作業場としての規制も受けず、仮に、指定作業場の届出に該当する規模であっても、ばい煙の規制基準は、廃棄物焼却炉として定められたものが対象となるため、届出の対象外となっている。

よって、火葬場及び霊園の設置については、市民から強い反対の要望がある場合でも規制は困難であり、また、ペット火葬場から発生する「煙」や「におい」に対する訴えがあった場合でも悪臭防止法及び環境確保条例に基づき個別に対応するほかない。

更には、事業所を設けず焼却炉を車に積んで火葬して回る移動式の火葬

車が増加するなど、一市では対応できない広域的な課題も発生している。

そこで、これらに対応していくため、都として、ペット火葬場及び霊園の設置や、移動式火葬車に対する規制、これらの設置運営に伴う「ばい煙」や「におい」に対する規制について、都市計画行政や環境行政、動物愛護行政を踏まえ、総合的に検討されたい。

要望事項	9 生物多様性の保全推進に向けた取組の支援	要望先 環 境 局
------	-----------------------	-----------

(要 旨)

生物多様性の保全推進に向けた、生物の生息状況等の現状や課題の把握、希少種や既存の生態系の保全、外来種対策等の市町村が実施する取組について、支援の継続と拡充を図られたい。

(説 明)

生物多様性の保全に向けた都の取組は、「東京都長期ビジョン」や「東京都環境基本計画」、平成24年度に策定された「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」に位置付けられている。また、「生物多様性基本法」に基づいて24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012－2020」においても、重点施策として「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」が掲げられ、生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に即した取組が重要であるとしている。

生物多様性の保全は、都全体を対象とした取組と各地域の実情に応じた取組を組み合わせ、継続的に実施することによって実現に近づくものであり、特に地域における取組は、地域住民と一体となった長期的な展開によってこそ効果を発揮する。

生物多様性の保全に向け、都と各市町村が一体となって、より実効性ある取組とするため、以下の措置を講じられたい。

1 地域戦略策定外の調査・施策に対する補助の拡大

地域戦略策定の有無にかかわらず、現在、各市町村ともその地域に即した特色のある自然環境を保全するため、活発な保全活動を展開しており、こうした個別施策の積み重ねや発展が、地域にとってより効果的な地域戦略策定の推進につながるものである。また、地域戦略策定後にもその計画のフォローとして生物調査は欠かせないものである。

については、各市町村が行う生物調査や保全活動、フィールドワークなどによる住民の意識啓発等の取組について、地域戦略策定につながるものとして地域戦略策定にかかわらず補助対象とするよう要件を拡大されたい。

2 外来生物防除に向けた措置の検討及び支援の充実

アライグマやハクビシン等による農作物や生活環境への被害が都内全域で発生しており、アライグマやハクビシンに関する相談が都庁に年間約340件の寄せられているほか、市町村にも数多く寄せられている。

については、獣害防除を効果的に進めるための措置、及び自治体が独自に防除を行った際の補助制度である外来種・移入種の積極的防除事業の補助率の引き上げを検討されたい。

また、外来生物対策に係る情報提供の継続及び専門的な知識を有する人材の派遣や必要となる物品の貸し出し等のほか、緊急駆除はもとより、調査費用等を補助対象とするなど、より一層の支援を図られたい。

要望事項	<p>10 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実</p>	要望先 環 境 局
------	--	-----------

(要 旨)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づく規制基準の遵守のために行う設備投資等の措置に対して、中小企業を対象とする支援制度を構築されたい。

また、環境確保条例の統一的な運用を行うため、情報の共有に資する照会システムを構築するとともに、各市からの疑義に応じられるよう、支援の充実強化を図られたい。

(説 明)

1 中小企業支援の充実

騒音、振動、悪臭等の発生源である工場等において、環境確保条例に基づく規制基準の遵守のために必要な設備投資や汚染物質除去等の公害防止措置を講じることは、中小企業にとって経済的負担が大きく、根本的な解決に至らない実情がある。

については、規制基準の遵守を推進するため、中小企業の経済的な負担を軽減する安価な簡易調査方法の導入の検討や、汚染土壌の浄化処理における税制面での優遇措置の適用等、新たな制度の導入が急務と考えることから、中小企業を対象とする補助制度や融資制度を構築されたい。

また、事業者に対する対策アドバイザー派遣制度の対象を土壌汚染以外の騒音、振動、悪臭等、様々な公害・環境対策にも拡大するなど、支援の充実を図られたい。

2 環境確保条例の運用に関する支援の充実

平成13年6月に制定された環境確保条例は、内容が広範囲にわたるうえ、各市において詳細な対応が求められているものの、工場認可や指定作業場の届出、土壌汚染対策、焼却行為者への罰則の手順等について、条例、規則及びマニュアルに明記されていない点も多く、相談や指導の際、解釈に疑義が生じる場面がある。

そこで、環境確保条例の適用に係る情報を各市へ速やかに周知するとともに、疑義を集約し、解釈を示すなどの対応を行う体制整備や、都及び市の職員による事例研究の実施等、各市における環境確保条例の適正運用の

ための支援体制の充実強化を図られたい。

3 化学物質の管理体制の構築

環境確保条例第108条から第112条の規定に基づき都と市町村が連携し、化学物質の適正管理に努めている。都は、環境確保条例第108条の規定に基づき「化学物質適正管理指針」を定め公表している。

環境確保条例第110条及び第111条で、年間100kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所には、適正管理化学物質の使用量報告と化学物質管理方法書の作成が義務づけられている。

通常時、災害時を問わず、適正管理化学物質等が、工場・指定作業場から放出又は流失した際には、市が、事業所から連絡等を受けても、専門知識を持った職員がいないため、現地確認、漏えいした化学物質の特定やその処置方法、周辺住民への周知、関係機関への連絡等、市単独での対応は、困難と考えられる。市との連絡体制や協力支援体制の構築、対応マニュアルの作成等を検討されたい。

また、環境確保条例の対象とならない、年間100kg未満の化学物質を使用している事業所への指導、啓発についても検討されたい。

要望事項	11 農業者以外の農薬使用者に対する助言・指導体制の強化	要望先 産業労働局 環境局
------	------------------------------	---------------------

(要 旨)

農薬使用者のうち、農業者以外の一般家庭における農薬使用に対して、安全かつ適正に使用できるよう、都において検査、助言・指導をされたい。

(説 明)

近年、近隣の家庭における除草剤等の農薬の使用によって健康被害を受けているといった住民からの訴えが、市に対して、頻繁に寄せられている。一方、都では、農薬使用に関する指導のうち、一般家庭における農薬使用（農作業における使用を除く農薬の使用）の指導についての都民からの相談を、そのまま市に転送する事例も見られる。

農薬の使用等については農薬取締法に規定があり、農薬の安全かつ適正な使用の確保等に関する助言、指導その他の援助は都道府県知事等の事務とされていることから、相談を受けた市では、農薬取締法に定められた基準の遵守義務等についてお知らせすることにとどまっている。

ついでには、農薬使用者、特に一般家庭における農薬使用者に対して、農薬取締法に基づき、「知事が指定する者」による指導を十分に実施できる体制を強化するほか、一般家庭における農薬使用者に対する検査、助言、指導をされたい。